

○経済産業省令第 号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十九条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保安規程） 第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。	（保安規程） 第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、機械又は器具に挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

十一・十二 (略)

2 (略)

一〇九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容

十一・十二 (略)

2 (略)

この省令は、公布の日から施行する。